

○議長（茅沼隆文）

それでは、再開いたします。

午後 3 時 1 5 分

○議長（茅沼隆文）

引き続き一般質問を行います。質問に際しては通告の内容から余り逸脱しないように取り計らっていただきたいと思います。

それでは、3 番、湯川洋治議員、どうぞ。

○3 番（湯川洋治）

3 番議員、湯川洋治でございます。

通告に従い、1 項目、質問させていただきます。「豪雨災害対策について」。

最近、地球温暖化現象により、海外を問わず異常な豪雨災害が発生しております。日本でも、ここ数年、各地で洪水被害が発生しており、開成町においては背景に過去、大きな災害を出した丹沢山系があり、2007 年には十文字橋が落橋、2010 年には上流部の静岡県小山町で台風による豪雨災害が発生しております。下流の開成町では町内水路が溢水し、床下浸水 4 戸の被害が出ており、一たび大規模な洪水が発生した場合、町の中央部にあるかすみ堤がオーバーフローする危険性や堤防の決壊のおそれがあります。

先人の知恵により、洪水時に堤内地に水を逆流させ下流への洪水調整を図ってきましたが、時間雨量 100 ミリという異常な降雨は想定しなかったと考えます。今後は、このような降雨が常態化する可能性があり、洪水により逆流水がオーバーフローすると予測され、榎本、中家村、下島の各地区は水浸しの可能性があると思われます。このような災害予測について、町はどのような対策をとるのか、また逆流を予防する措置の考えはあるのか、お聞きします。また、堤防が決壊した場合の避難対策及び避難場所の確保について、町の方策を伺います。1、かすみ堤防の逆流によるオーバーフロー対策について、2、堤防が決壊した場合の避難対策について。

以上、よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、湯川議員のご質問にお答えします。

まずは、かすみ堤について説明をさせていただきます。かすみ堤とは堤防を不連続にした部分で、下流側の堤防の先端を住居側に延長させ、本堤防と控え堤防とで二重にする構造のことをいいます。両堤防に挟まれた部分を遊水地といい、洪水時の増水による堤防への一時的・一方的負担を軽減し決壊の危険性を少なくすることや、破堤及び越水した洪水を本流に戻す機能を持つ巨大な水防施設と言えます。かすみ堤は、洪水時に開口部から洪水の一部を遊水地へ一時的に貯留させることにより、下流に流れる洪水の流量を減少させる効果があります。また、仮に、かすみ堤の上流で洪水が堤防を越えたり堤防が決壊しても、その洪水をかすみ堤の

開口部から川へ戻す機能を持っています。

次に、過去の堤防の水害としては、昭和13年、九十間土手の破堤、昭和34年、十文字橋右岸上流部堤防の一部崩壊、平成22年の台風9号において、堤防は決壊してはいませんが町内水路の溢水と水辺スポーツ公園の冠水被害が発生をしております。このときの記録では、開成町内の1時間最大雨量は72ミリ、町内累積雨量300ミリ、酒匂川の最高水位は2.63メートルで、要定川の最高水位は1.36メートルを記録しております。このとき、開成駅北側の工場群への浸水を防止し、小田原市中曽根のアリーナ横においても大事には至りませんでした。このように洪水が起きて遊水地を利用して被害を最小限にとどめるという水防の機能は、地域の歴史資源としても大切にしていきたいと考えております。

酒匂川では古くから洪水と氾濫を繰り返していて、家屋、農地、人命を守るため、江戸自体には三角土手や多数のかすみ堤を築いてきましたが、酒匂川のコンクリートブロック護岸の整備などの近代改修と川沿いへの市街化の進展等に伴い、一部のかすみ堤は連続堤に改築され、遊水区域が埋め立てられたりして、現在では川音川合流点の下流右岸に九十間土手堤防、城北工業高校北の坂口堤、小田原アリーナ南にある中曽根堤の3カ所が残るのみとなっております。以前に崩壊等をした箇所については、県の酒匂川工事実施基本計画に基づいて改修については済んでおります。現在も2級河川酒匂川については、管理者である神奈川県において100年に一度の降雨に対応できるよう堤防などの整備が進められております。

それでは、一つ目の質問、かすみ堤の逆流によるオーバーフロー対策についてお答えします。

水害については、ある程度、今後の雨量等の状況の情報が入り、対策を打つことができます。したがって、堤防を越えるほどの洪水が予想される場合には、氾濫警戒箇所に対する水防団等による土のう積み対策等の水防工法の実施を行うとともに、国、県、近隣市町、消防、警察関係への応援要請を行います。かすみ堤からオーバーフローするようであれば、早急に避難対策を実施し、町民の皆さんの人命の安全を優先し避難誘導を行います。

次に、堤防が決壊した場合の避難対策はについて、お答えします。

災害対策基本法において、町は、基礎的な地方自治体として町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町域に係る地域防災計画等を作成し防災対策を実施する責務を有しております。災害対策基本法では、町長は災害が発生するおそれがある場合において、特に必要と認める地域の居住者に対して避難勧告を発令する権限が付与されております。町は、豪雨により酒匂川の水位が上昇し堤防が決壊するような大規模な洪水が発生または発生するおそれがある場合、人命の安全を第一に避難誘導を行うとともに、避難経路、避難場所等の情報提供を行います。

避難情報には、避難準備情報、避難勧告、避難指示があります。避難準備情報とは、避難するのに時間がかかる災害時要援護者の方へ指定された避難所への避難行動を促すことであります。避難勧告とは、避難対象区域の全ての住民の方へ指定さ

れた避難所への避難を促すことであります。避難指示とは、避難中の住民へ直ちに完了するよう促すことであります。さらに、まだ避難していない住民へ、直ちに避難行動に移るよう指示することです。もし避難する余裕がなければ、建物の高いところに移るなど命を守る行動をとっていただく予定であります。

神奈川県が管理している酒匂川の水位観測所では、平成25年5月20日から基準水位が見直しとなり、水防団待機水位1.4メートル、氾濫注意水位2.3メートル、避難判断水位2.8メートル、氾濫危険水位3メートルとなっております。町からの避難情報は、こうした酒匂川の基準水位、今後の降雨の予報、職員等による危険箇所の巡視結果等の情報を総合的に判断していきます。

避難情報は、町防災無線、携帯電話・スマートフォンによる緊急速報メール、広報車、テレビデータ放送等により提供いたします。水害の場合は地震と違って、ある程度予測ができます。土手の越水等が予測される場合には、協定している一時避難ビルへの避難の誘導なども行います。近年は、想定外のゲリラ豪雨が起こる可能性があります。今後も流域自治体及び関係機関と連携し、防災対策を実施してまいります。

以上であります。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○3番（湯川洋治）

ただいま町長から、かすみ堤の説明等をいただきましてありがとうございます。私も、地域歴史資源としてのかすみ堤の重要性は十分認識しております。氾濫警戒箇所に対して水防団による土のう積み、これを行い、関係機関への応援要請を行うと。オーバーフローするようであれば早急に避難対策をとるということですが、私は、まず、かすみ堤の機能により洪水を防ぎ助けられてきた開成町でもあるわけです。この機能を重視して残すためには、オーバーフローを防ぐ手段をまず考えるべきだと思うのです。これが重要なことと考えております。まずは、酒匂川に蓄積された砂利、これのしゅんせつ工事、これと上流の丹沢湖、ここにおけるダムに蓄積された堆積物のしゅんせつ工事、これが定期的に行われることが重要と考えます。この件につきまして、神奈川県とはどういうふうな調整をされているか、お聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

では、お答えさせていただきます。

実際に酒匂川のしゅんせつ工事というのは、23年、24年度のときに具体的に行っております。そのときの費用が、各年1億5,000万ほどの費用をかけていただいて現在の紫水大橋から上流、あとは新十文字橋付近というようなことで、2カ年行っております。

ダムのしゅんせつの関係ですけれども、これは企業団の管理事務所のほうで毎年行っているところですが、現在、しゅんせつを行っていただいています、許容量としては、実際は堆砂率が88%で総貯水量に対しての堆砂量は全体の14.1%というところを公表しているところでございます。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○3番（湯川洋治）

一応、ダムは非常に、企業庁ですから、やっているのでしょうけれども、酒匂川の九十間土手の前ですね、ここの河床レベル、これを下げることがやはり重要だと思うのです。河床レベルというのは、どの程度が通常、そのような考え方はありますか。通常レベルがどういう状況にあるのかというのをちょっと教えてください。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（山口一夫）

ご質問にお答えいたします。

酒匂川につきましては、ほかの河川もそうですけれども、計画の河床高というのを設定してございます。今、具体的に高さ等は承知はしておりませんが、堆積した土砂に対する対策は、具体的には、今、平成22年の台風で相当量の土砂が酒匂川の河川にたまってございます。その対策は県のほうで実施するという事で承知しております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○3番（湯川洋治）

私、下島の東地区に住んでいるのですけれども、実際には私の家の前に栢山の農業用水をとる史跡がありますよね。そこのレベルがかすみ堤までのレベルと並行であれば、一番安全ではないかというふうに思っております。これは、こういう質問が全て「もしも」とか「たれば」の質問になりますので、非常にお答えにくいかなとは思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

神奈川県及び町、町民サービス部環境防災課から平成21年に発行されている開成町洪水ハザードマップによると、洪水予測として酒匂川流域の1日の総雨量、これが355ミリとしております。仮に、この数字をオーバーした場合、逆流してかすみ堤に入ってくる水は、かすみ堤内遊水地の範囲、これが、どこまでが遊水地の範囲か、ちょっと教えていただけますか。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

実際、今のご質問に、どこまでが遊水地でというところはちょっと把握してござ

いませんが、九十間土手のところにかすみ堤があるわけですから、内側の堤防から越水して、具体的にはパレットガーデンの地区の皆さんのところまで越流するようなことがあってはいけないわけですから、その前の段階で、我々は現地調査をしながら避難誘導、避難勧告等の準備をしていかなければならないと考えています。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○3番（湯川洋治）

現場を見ますと、当然、足柄大橋ができていますので、かすみ堤の真ん中に橋脚があるわけですが、これによっても水の流れが変わるだろうと思いますし、足柄大橋をつくったときに田んぼの縁に要するに道を通していますので、私は単純に、もし、あふれた場合、上流から下流へ行きますので、これは当然、下島、私の住んでいる東地区のほうに流れるだろうと、今、おっしゃったような形が想像できるのですけれども。逆に、足柄大橋をつくったために橋脚の下部、ここに道路ができていたために、私は線路を超えて向こう側に行くのではなかろうかというふうな推測をしておるのですけれども。こういう水の流れを検証したいというふうに考えているのですけれども、そういうお考えはありますか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（山口一夫）

お答えいたします。

まず、河川内に架設する橋でございますけれども、橋脚につきましては、専門用語でいいますと河川阻害率と言っていますけれども、河川に対して、そういった橋脚がどれぐらい阻害するかということを、河川改修であれば、例えば酒匂川については県のほうが判断して、あと全体的な水の流れる流量、断面積等を判断した上で橋を設置しておりますので、橋脚については悪影響を判断して、安全性を確認した上で橋はつくっていると承知しております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

ハザードマップの見直しについて答弁をさせていただいた、午前中にですね、ありましたけれども、これは水防法の関係で今後、県が浸水区域の想定を見直すというようなことが予定されますので、その後、開成町としても順次、その見直しで現状のハザードマップを更新していくというようなことで考えております。また、具体的に22年9月のときには、実際は小田急の線路があったがために、逆に西側には越水しなかったというようなことも話には聞いております。ただし、議員ご心配のとおり、最近の豪雨の状況というのは、それがマックスとは考えられないというような予想もされますので、その辺は今後、見直しの中で、いわゆるハザードマッ

プを見直していくことになろうかと思います。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○3番（湯川洋治）

同僚議員が先ほど質問した中にやはりハザードマップの見直しというものが出て、私も次の項目でハザードマップの見直しを質問しようとしていたのですが、今、課長からそういう話があったのですが、実際、ハザードマップを見ますと、例えば、開成町にずっと住んでおられる方は、ああ、こんなものだよと、酒匂川があって要定川があって仙了川があって、こういうふうにあふれて、こうなるのだと、これが洪水マップだよと承知はしているかもしれないのですが、新しく家を建てた人は何も知らないで建てている可能性が多いのです。あと、ハザードマップに色分けされて、自分が家をつくったところは洪水が来るところなのだというふうな判断をされた場合、非常に説明が難しくなると思うのです。ですから、あのハザードマップは早急に考え方を变えて、避難誘導のマニュアル化をしてもらって作成のし直しをしていただきたいと、こういうふうに思っています。

その関連で、ハザードマップの見直しは、いつごろを考えていますか。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

ハザードマップについては早急にということでございますけれども、やはり順番に浸水想定が想定された中で改定をしていくというようなことで、地域防災計画などもそうなのですが、県の計画の中で見直していくというようなことでございます。

現状は、南部地区も大分景観も変わって、あるいは調整池も幾つもあるではないかというようなご指摘もあろうかと思いますが、今後、国の水防法が変わったというようなきさは、ゲリラ豪雨の関係で、内水を今までは苦慮していなかったところを例えば地下街のことを考慮するだとか、あるいは下水道がこれから古くなったのを維持管理するだとか、そういうふうなことも想定されているようでございますから、そのような改定が行われた中でハザードマップを、この1、2年だとは思いますが、その中で改定をしていくということになろうかと思っています。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○3番（湯川洋治）

ぜひ見直しをしていただいて、町民が安心するような感じのハザードマップをつくっていただきたいと思います。

万が一、次は、堤防が決壊した場合の避難対策について伺います。

開成町では、過去に避難勧告というのは出したことがございますか。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

開成町においては、避難勧告ということを出したことは過去にはございません。

説明しますと、近隣では昨年、かなり避難勧告を出したということはお承知されていると思います。といいますのが、気象庁なども指示を出していきまして、「空振りを恐れるな」というような肩書のもとに避難勧告を出すというようなことなのですけれども、近隣の場合は、土砂災害警報というものが出ると同時に避難勧告を検討するというようなことになったようでございます。

開成町においては、何で避難勧告が出なかったかといいますと、土砂災害警報、いわゆる山がないものですから、実際は土砂災害は起こらないものと想定しています。したがって、我々が勧告を出すとしたら、酒匂川の水位のもとに予測を立てながら出していくというようなこととなります。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○3番（湯川洋治）

避難勧告が出ていないということで、これから出ないことを祈っておりますけれども。堤防の決壊に絡んで、神奈川県では堤防の健康診断をされていると思うのです。健康診断と言っていいのか、そういうふうな形で堤防が安全かどうかの確認作業をしていると思うのですけれども、こういうものは開成町に届いていますか。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（山口一夫）

お答えいたします。

神奈川県、具体的に言いますと、ここで見ますと県西土木事務所のほうで作成しております水防の実施計画書の中で、おのこの河川の堤防の弱いところ等を明示してございまして、その冊子は開成町のほうにも届いてございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○3番（湯川洋治）

参考に、後で資料をいただきたいと思います。

次に、避難指示が、もし出た場合、住宅の構造によって避難状況も当然変わってくると思うのです。平家の場合とか2階建ての場合、マンション等の高層住宅の場合ですね。洪水ハザードマップでは、洪水が発生して0.5ミリ未満は自宅待機と、0.5以上が色分けされた住民は速やかに地域避難場所に避難となっていますが、これらの構造物の違いや南部地区に調整池ができておりますので、これで当然ハザ

ードマップ等の見直しをしていただくとと思うのですけれども。

避難をする場合、当然、洪水は上流から下流に来るわけですが、避難地域の場所、各自治会館に避難しなさいと、そこがいっぱいならば広域避難所に避難しなさいというふうなことがうたわれているのですけれども、自分がどこへ逃げたらいいかというのをまず考えると、一番、自分の判断が必要だと思うのですけれども、自治会館が上にあつたら自治会館までは行かないですね。上流にあつた場合。当然、横に行きますので、そういうふうな形で、自分が一番、町民が一番安全に自分の身を守れる、その場所の確保がわかるようなマップをつくっていただければありがたいかなと思っております。

それに、要介護者、拠点施設として開成町の福祉会館が避難場所になっておりますけれども、移動体制、この方々の移動体制は確立できておりますでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

これについては、要介護者の避難ということで防災訓練の中でも取り組んでいるところですが、まずは自主防災会の自治会館ごとに避難していただきます。そこにいて健康者と一緒にはいられないというような方を福祉会館に行っていて、要介護というところで集まっていただくというところですが、具体的には支援者の方が何らかの方法で、車が使えない場合はリヤカーを使うとか、具体的なことを防災訓練の中では取り入れていますけれども、地区によって、その方の支援者がどういう援護をしていただくかということで、車である、あるいはリヤカーであると。距離もありますけれども、その手段は支援者の方に普段から考えていただきたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○3番（湯川洋治）

速やかに移動ができればと願っております。

避難場所として協定している一時避難ビル、これがございますね。例えば、パナック工業さん、60人、洪水の協定ということで結ばれていると思うのですけれども、こういう民間の企業の名称をちょっと教えていただけますか。

○議長（茅沼隆文）

危機管理担当課長。

○危機管理担当課長（遠藤孝一）

一番最初にパナック工業さんと協定を、一時待避所というようなことで結ばせていただきました。そのあとは、富士フィルムの先進研究所においては食堂を開放しますということです。あとは、岡野、金井島になかなかないものですから、トルク工業さんとエースバッグさんには結んでいただいております。あとは、民間ではありませんけれども、合同庁舎の、いわゆる昔、青少年会館だった部分については、

一時避難場所をお願いをしております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

湯川議員。

○３番（湯川洋治）

ぜひ、ハザードマップにも、そういう民間の協力団体の会社名を記載したり、わかりやすいハザードマップをつくっていただいて、避難するときに、どこに避難するか、再度申し上げますけれども、マニュアル化を進めるべきだと思っております。

かつて西丹沢で４３年前に時間雨量１２９ミリというとてつもない大雨が降り、より大きな災害が発生しています。２０１０年、先ほど申しましたように、小山町では１２３ミリを記録しています。１００年に一度、５０年に一度となり、これがやがて１０年、５年に一度というふうな可能性もあります。このような災害が起こらないように願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。